

# 日向市令和4年台風第14号に係る企業等災害見舞金支給要領

## 1. 目的

令和4年台風第14号による災害（以下「台風災害」という。）を受けた企業等に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給し、事業の早期再建を支援する。

## 2. 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 企業等 日向市内において、事業の用に供する家屋を有する法人又は個人
- (2) 家屋 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に掲げるもののうち、第348条の規定に該当しない事務所、店舗、倉庫その他事業の用に供する建物
- (3) 反社会的勢力 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (4) 風俗営業者 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を行う者
- (5) 床上浸水 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当）改正）に基づき調査した結果、市長が床上浸水の被害を認めたもの。

## 3. 支給対象者

次に掲げる要件を全て満たす企業等であること。

- (1) 市の固定資産課税台帳に記載のある家屋が台風災害により床上浸水の被害を受けた企業等
- (2) 令和4年9月19日までに開業している企業等であって、交付申請時点に市内において事業活動を行っている者
- (3) 国又は法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (4) 反社会的勢力でないこと。
- (5) 風俗営業者でないこと。
- (6) 居住する住家（以下「住家」という。）と家屋が一体となった建物において、台風災害を受け、市から住家分の災害見舞金を受給していないこと。

## 4. 申請期間

令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）

## 5. 支給金額

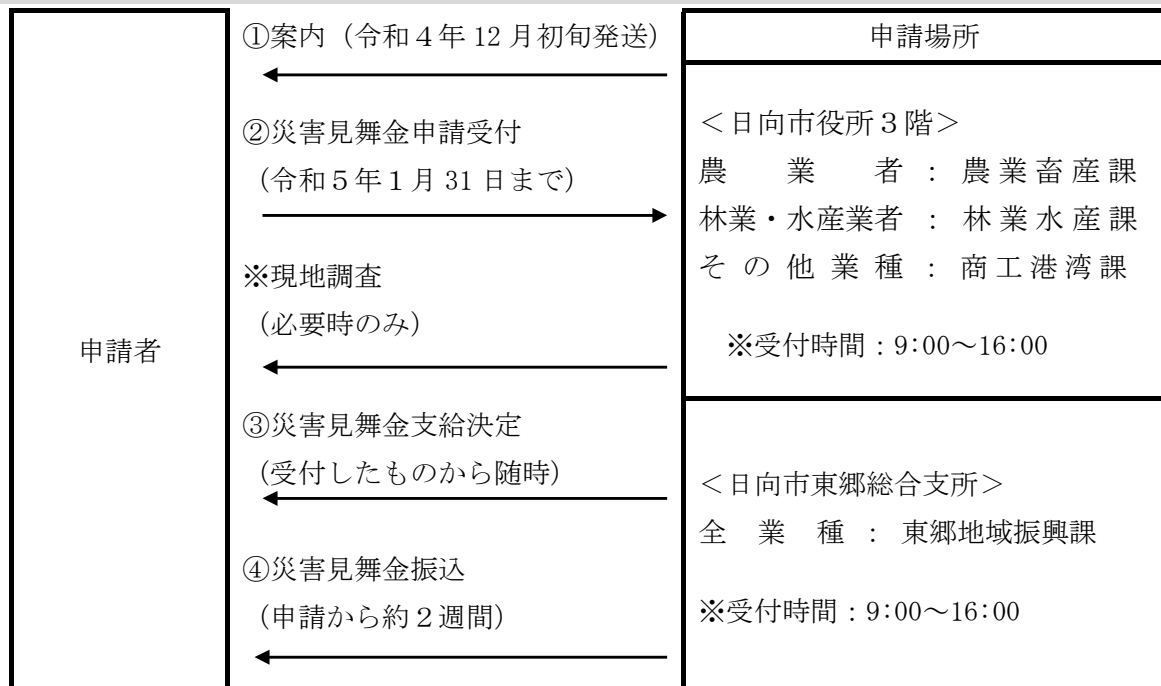
見舞金の額は、1者あたり20万円とする。

## 6. 見舞金の取消及び返還

見舞金の支給者が、次のいずれかに該当した場合は、見舞金の支給決定を取り消し、その全額を返還をさせることができる。

- (1) 支給決定の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正な手段により見舞金の支給を受けたとき
- (3) その他、市が補助対象事業として不適切と判断したとき

## 7. 申請から見舞金支給までの流れ



※郵送による申請も可

### 【郵送先】

〒883-8555

日向市本町10番5号 日向市役所 商工港湾課 宛て

## 9. 支給申請の際の提出書類

- (1) 日向市令和4年台風第14号に係る企業等災害見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 被災した建物で事業を営んでいることが確認できる書類  
※営業許可書、開業届、確定申告書、賃貸借契約書などの写し
- (3) 個人事業主においては、代表者の本人確認書類  
※運転免許証、マイナンバーカードなどの写し
- (4) 振込先が確認できる書類（通帳等）の写し

## 10. お問い合わせ先

- (1) 農業者

日向市役所3階2番窓口 農業畜産課（TEL:0982-66-1027、Fax:0982-56-0017）

Email: nousui@hyugacity.jp

- (2) 林業・水産業者

日向市役所3階3番窓口 林業水産課（TEL:0982-66-1029、Fax:0982-56-0017）

Email: ringyo@hyugacity.jp

- (3) その他業種の事業者

日向市役所3階9番窓口 商工港湾課（TEL:0982-66-1025、Fax:0982-54-2639）

Email: syoukou@hyugacity.jp